

社団法人 海部津島青年会議所
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人海部津島青年会議所という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県津島市立込町4丁目144番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、経済、社会及び文化等の向上をはかり、地域社会の発展及び国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 経済、社会及び文化等に関する諸問題の研究又は実施に関する事業。
- (2) 青少年及び市民のための慈善、社会奉仕及び社会福祉に関する事業。
- (3) 住みよい町づくりのための環境改善に関する事業。
- (4) 社団法人日本青年会議所、国際青年会議所及び国内の青年会議所ならびに諸団体との交流に関する事業。
- (5) その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業。

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人、法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. この法人を、特定の政党のために利用してはならない。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した愛知県津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡並びその近郊に居住する、若しくは所属事務所を有する満20才以上、満40才未満の品格ある青年。但し、事業年度の途中において満40才に達した正会員は、その年度終了に至るまで正会員の資格を有するものとし、すでに他の青年会議所会員であるものは、この法人の正会員の資格を有することはできない。

(2) 特別会員

満40才に達したことにより正会員の資格を失ったもので、理事会で承認されたもの。

(3) 名誉会員

この法人に功勞のあった者で、理事会で承認されたもの。

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その發展を助成しようとする個人又は団体で、理事会で承認されたもの。

(会員の權利)

第7条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する權利を平等時享有する。

(会員の義務)

第8条 この法人の会員は、定款その他の規定を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 正会員になろうとする者は、正会員2名以上の席になる推薦状を添付して、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、前項の申込みを受けたときは、理事会の承認を得て入会を許可する。

(入会金及び会費等)

第10条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2. 即納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 破産宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

(退会)

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を毀損し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の議決を無視する行為があったとき。
- (3) 会費納入の義務を1年以上にわたって履行しないとき。
- (4) 総会及び例会への出席率が30%を割ったとき。

(権利の喪失)

第14条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費の返還その他この法人の資産に対して何らの請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員の種類及び数)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長……………1人
- (2) 副理事長……………2人以上4人以内

- (3) 専務理事……………1人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む）……………10人以上20人以内
- (5) 監事……………2人

（役員資格及び選任）

第16条 役員は、この法人の正会員であることを要し、総会において選任する。

2. 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第17条 役員任期は毎年1月1日から同年12月31日までとし、再任を妨げない。

2. 期の半ばに選任された役員任期は、選任された日から12月31日までとする。

3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(役員職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、庶務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、庶務を司る。

4. 理事は、理事会を構成し庶務を執行する。

5. 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は愛知県知事に報告すること。

(4) 全豪の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求し、又は召集すること。

6. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員辞任又は解任)

第19条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(直前理事長)

第20条 この法人には、直前理事長を置く。

2. 直前理事長は、前年度の理事長をもってあてる。

3. 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会構成)

第21条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(総会種類)

第22条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(総会招集)

第23条 定時総会は、毎月1月及び12月に、理事長が召集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事長が召集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が召集の必要を議決したとき。
 - (3) 正会員の5分の1以上により、会議の目的である事項を示して、請求があったとき。
3. 理事長は、前項第2号から第4号までに規定する場合にあっては、その議決又は請求のあった日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
 4. 総会の招集は、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面でもつ

て、開催日の10日前までに、正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中からこれを選任する。

(総会の議決)

第25条 総会は正会員の3分の2以上の出席により成立し、その議決はこの定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもってこれを決する。この場合において議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

2. 総会に出席できない正会員は、書面をもって表決できる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。但し、代理人の出席は認められない。

(表決議)

第26条 正会員は、それぞれ1個の表決議を有する。

(総会の議決事項)

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認。
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項。

(総会の議決事項の通知)

第28条 理事長は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を、正会員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその会議において選出された出席正会員の2人以上が、これに署名押印するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所。
- (2) 正会員の現在数。
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者を含む）。
- (4) 議決事項。
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨。
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項。

3. 前項の議事録は、事務局に備えつけておかねばならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもってこうせいする。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

2. 理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上が会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決)

第32条 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決する。但し、総会において特別議決を要する事項についての議事は、出席した理事の4分の3以上の多数をもってこれを決する。この場合において、議長は、理事として議決に

加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(理事会の議決事項)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 庶務の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) 総会から委任された事項。
- (4) そのほか総会の議決を要しない庶務の執行に関する事項。

(規定の準用)

第34条 第24条、第26条及び第29条の規定は、理事会に準用する。

この場合において、これらの規定中、正会員とあるのは理事と、出席正会員とあるのは出席理事と、総会とあるのは理事会と読みかえるものとする。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第35条 例会は、正会員をもって構成し、原則として毎月1回以上、事業計画に基づき開催する。

(委員会の設置)

第36条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査研究、企画立案及び実施するために、委員会を置く。

(委員会の構成)

第37条 委員会は、委員長1人と及び委員若干数をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て、理事長が任命する。
3. 委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て、理事長が任命する。

第7章 事務局

(事務局)

第38条 この法人は、その事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第8章 資産及び管理

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(予算及び決算)

第40条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、終始決算は、年度終了後1月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成するものとする。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁等)

第43条 この法人の経費は、試算をもって支弁する。

2. 舞事業年度の決算において、余剰金を生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

(会計書類等)

第44条 理事長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、事業年度終了後最初の定時総会開催日の7日前までに、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録

2. 監事は、前項の規程により書類の提出を受けたときは、その事業年度終了後最初の定時総会前日までに、意見書を理事長に提出しなければならない。

3. 理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を事業年度終了後最初の定時総会に提出し、その証人を求めなければならない。

4. 理事長は、事業年度終了後最初の定時総会の開催日の7日前までに第1項の書類を、事務局に備えつけておかねばならない。

(長期借入金)

第45条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の借入れを除き、愛知県知事へ届け出なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、総正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、愛知県知事の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第47条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規程により解散する。

2. 総会の議決により解散する場合は、総正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 この法人が解散するときに存する残余採算は、総会において総正会員の3分の3以上の議決を得、かつ、愛知県知事の許可を受けて、この法人と類似の目的を持つ公益法人その他の団体に寄附するものとする。

(清算人)

第49条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において、選任する。

2. 清算人は、就任の日からすみやかに清算事務を処理し、愛知県知事に届け出なければならない。

第10章 雑則

(関係書類の備付)

第50条 この法人は、定款、諸規定、事業報告書、会計帳簿及び会員名簿を事務局に備え付けておかねばならない。

(関係書類の閲覧)

第51条 会員は、前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒んでは

ならない。

(顧問、相談役)

第52条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は理事会においてこれを推薦し、総会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

(規則等)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上、必要な規則等は、理事会の議決を得て別に定める。

附則

1. この法人の設立により社団法人津島青年会議所の会員及び一切の資産は、この法人が継承する。
2. この法人設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
3. この法人設立当初の会計年度及び役員の任期は、第17条及び第39条の規程にかかわらず、設立許可の日に始まり、昭和53年12月31日に終わるものとする。
4. この法人設立当初の役員は、第16条の規程にかかわらず別紙役員名簿の通りとする。(¥昭和53年8月16日)

附則

本定款の施行日は平成4年1月1日とする。

附則

本定款第15条(4)理事の改正施行日は平成5年1月1日とする。

附則

この定款の変更は、愛知県知事の許可があった日から施行する。第2条の変更については、平成12年4月1日から施行する。

附則

この定款の変更は、愛知県知事の許可のあった日(平成14年10月15日)から施行する。

附則

この定款の変更は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。